熊本野生生物研究会　会誌投稿規定　　　2023.6.30改訂

1　原稿（報文）の種類と内容

　本誌は野生生物や環境教育などに関する原著論文，短報，総説のほか，報告などを記載する．

原著論文：独創性や新規性，さらに科学的に見て客観的な結論が得られている論文．

短報：原著論文には届かないものの，次の研究に発展する可能性があり報告する価値がある論文．

総説：特定の分野や主題について，関連文献や資料に基づいて総括的に論評した報文．

報告など：上記のいずれの報文にも該当しないが，本会の目的に沿った内容に関する報文．意見や解説，採集記録，実践報告，情報提供などが該当する．

2　投稿資格

　投稿は会員に限るが，共著者に非会員を含むことができる（非会員が第一著者にもなれる）．ただし，編集委員会が寄稿を依頼した場合はこの限りではない．

3　審査

　原著論文や短報，総説の場合，編集委員会が依頼する匿名の審査員による審査を受ける．審査内容については「会誌審査規定※」を設ける。会誌審査規定に基づいて審査された結果をもとに，編集委員会は掲載の適否を決定する．

報告などは会誌審査規定を適用しないが，編集委員会において内容の精査・校閲を行い，修正を求めたり掲載を見送ることがある．

4　受付と受理

　下記の規定に適合した体裁で、ただちに印刷できる状態にある場合に受付され，その日を受付日とする.

受付けた原稿は審査等を経て，編集委員会が掲載可と認めた場合に受理され，その日を受理日とする.

5　言語と原稿枚数

　使用言語は原則として日本語とし，英語も可とする．アルファベットとアラビア数字は半角とする．報文の長さは，原則として製本段階で10ページ（原稿で20ページ）以内とする．ページ超過によって生じる印刷代増加分は著者が負担する．

6　原稿の投稿方法

　原稿は電子投稿とし，本文・表・図は連絡先（編集委員長）へ電子メールか記憶媒体で届ける．原稿と共に送付票も添付する．

7　原稿の用紙と書き方

　原稿の仕様は1ページ25字・45行とし，用紙の左右には十分な余白をとる．また，印刷・製本された場合の仕様はＡ4縦長の用紙に25字・45行の2段組とする．したがって，投稿原稿の2ページが印刷されときの1ページに相当する．

　本文や図などの説明はWordファイルとする．図はJPEGファイル，表はExcelファイルとする．図は原図と文字や記号が入った図の両方を提出する．本文の様式は本会WEBサイト※に掲載しているので，それをダウンロードして使用すること.

8　原稿の構成

　原著論文，短報，総説の構成は以下の通りとする．報告などにおいても準拠する．

1ページに表題，所属・著者名（英文表題，英文所属・氏名）・キーワード（5 語程度以上）を書き，2ページ以降に摘要（なるべく英文も併記する），本文，謝辞，引用文献を書く．最終ページに代表（連絡）著者名とその所属，〒・住所および電子メールアドレスだけを書く．

摘要：目的から結論に至るすべて要約する．1，2，3･･と番号を付した箇条書きが望ましい．

表・図：本文と切り離して1点ずつ別ファイル(シート)で作成する．表の説明は「表(Table)1．・・」，図の説明は「図(Fig)1．・・」として別ファイル(シート)にまとめて書く．製本における説明文の位置は表の上，図の下となる．表や図の本文中におけるおよその挿入位置を原稿の余白に記入する．1ページを超える表については，2つ以上に分割しなければならない．ただし，著者が費用の全額を負担する場合は，折り込みなどの表を認めることができる．図や写真の原稿は，一辺が印刷されるときの大きさの1.5～2倍程度とする．

小見出し：区分けの小見出しは上下の1行をあけて中央に書き，ゴシック体の指定をする．さらに細分するときの小見出しは左端によせて書く．

注釈：第1ページで表題に関する注釈などを付ける場合をのぞき，脚注は原則として用いない．

学名：国際動物命名規約にしたがい，原則としてタイプし，イタリック体（斜体）の指定をする．最初に用いた和名には学名を必ず付ける．

文献の引用：本文中での文献の引用は，「熊本・大阪（1988）……」，「……（Sasaki 2002a, b; Tagami and Sato 1964）」などとし，出版年の順に並べる．著者が3名以上の文献の場合には，第2著者以下を「ほか」または「et al.」とする．なお，ウェブサイトや新聞記事，国会議事録などからの引用については文献リストに含めずに，本文中に次のように記す．

ウェブサイト・・URL，確認した日付，必要なら掲載責任者名．

記事・・記者名（匿名なら「匿名」），新聞社名および支社名，朝夕刊の別，最終版でない場合には版数，記事名，日付．

議事録など・・・発言者，本会議または委員会名と開催年月日，必要なら議事案件．

文献：引用文献には，本文中で引用した文献のみを収録し，それらをすべて列記する．本文中では「ほか」または「et al.」と省略した人名もすべて列記する．配列は著者名の ABC 順とする． 引用文献表は次の形式を参考にして記す．

論文・・著者.発行西暦年.表題.雑誌名:ページ.

例：荒井秋晴・坂田拓司・中園敏之・松下正志・長尾圭祐・本郷文和.2005.熊本県における森林性および洞窟性コウモリ類(Ⅰ).熊本野生生物研究会誌4:1-9．

例：Funakoshi, K. and Kunisaki, T. 2000. On the validity of *Tadarida latouchei*, with reference to morphological divergence among *T. latouchei*, *T. insignis* and *T. teniotis* (Chiroptera, Molossidae). Mammal Study 25: 115-–123.

編集と原稿送付に関する連絡先（編集委員長）

〒862-0909　熊本県熊本市東区湖東3丁目21番27号　　坂田拓司　宛

TEL：090-7462-3661 E-mail：alicechan \_at\_mtj.biglobe.ne.jp

※送信する際に\_at\_を.@に修正してください．

※大容量の場合は無料ファイル転送サービスの利用やCD等の記憶媒体で郵送して下さい.

※投稿規定や審査規定，書式見本，送付票は本会WEBサイト（https://kumayaken.org/）をご覧ください．

本・・著者.発行西暦年.著書名.出版社,出版地, ページ総数pp.

例：熊本野生生物研究会.2015.くまもとの哺乳類.東海大学出版部, 秦野, 303pp.

本の章・・著者.発行西暦年.章題.著書名.ページ.出版社, 出版地.

9　校正

　第1稿は著者で校正を行い，第2稿以降は編集委員会で行うこととする．

10　別刷り・カラー印刷

　別刷り，および図表のカラー印刷を希望する著者は，実費でこれらを行うものとする．なお，著者には報文のPDFファイルを配布する．

11　著作権

著作権（複製権，公衆送信権）は熊本野生生物研究会に帰属する． 図表の転載は本会の許可を受けること．

12　公開

　掲載された論文等は掲載された会誌の発行後に，本会WEBサイト及びJ-STAGE上にPDFファイルで公開する．

13　改正

この規定の改正は，運営委員会の決議を経て行う.

熊本野生生物研究会　会誌審査(査読)規定　　　2022.2.5新規

1　目的

　熊本野生生物研究会は会誌に投稿される報文のうち，原著論文，短報，総説（以下，「該当報文」と称す）が掲載にふさわしい学術研究の水準を保ちうるように会誌審査規定を設定する．本規定の運営は編集委員会が責任を負う．報告などは本規定を適応しないが，編集委員会において内容の精査・校閲を行う．

2　審査基準

投稿された該当報文は，以下の項目に照らして審査者が総合的に審査する．

(1) 分　野：熊本野生生物研究会の目的に関連している．

(2) 論理性：論旨の展開が明快で，記述が簡潔・明瞭である．

(3) 新規性：内容に新たな知見が盛り込まれている。

(4) 信頼性：結論等を信頼するに値する客観的な考察が示されている．

(5) 表　現：投稿規定の内容が守られている．特に以下の項目が妥当である．

表題の適切さ，文章の表現力・読みやすさ，章・節など全体構成の適切さ，図表の表現・説明の適切さ，引用文献の妥当性・引用の適切さ

3　審査者

(1) 編集委員会は，投稿された該当報文1編につき原則として2名以上の審査者（会員外も含む）を選定し審査を依頼する．

(2) 審査者全員の氏名は公開するが，個々の該当報文に対する審査者の氏名は公開しない．

(3) 著者と審査者の氏名及び所属等は互いに知らせず，必ず編集委員会を介する．

(4) 審査期間は編集委員会から送付されておおむね１ヶ月以内とする．

4　再審査

編集委員会は投稿者から提出された修正原稿を点検し，審査者による再審査が必要と判断された場合には再度審査を依頼し，その結果を投稿者に連絡する．

5　受理

編集委員会は審査結果を協議して論文の受理を決定する．論文が受理された場合，編集委員長は投稿者に受理通知を送付する．論文が受理できない場合には，その理由を投稿者に連絡する．

6　最終原稿

投稿者は該当報文が受理された後，最終原稿を電子ファイルで編集委員長に提出する．なお，編集委員会は最終原稿について，原稿の訂正を投稿者に求めることがある．また，原稿の本旨を損なわない範囲で訂正を行うことがある ．

7　改正

この規定の改正は，運営委員会の決議を経て行う．

編集と原稿送付に関する連絡先（編集委員長）

〒862-0909　熊本県熊本市東区湖東3丁目21番27号　　坂田拓司　宛

TEL：090-7462-3661 E-mail：alicechan \_at\_mtj.biglobe.ne.jp

※送信する際に\_at\_を.@に修正してください

※大容量の場合は無料ファイル転送サービスの利用やCD等の記憶媒体で郵送して下さい.

※投稿規定や審査規定，書式見本，送付票は本会WEBサイト（https://kumayaken.org/）をご覧ください．